

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社兵藤工務店
法人番号 : 9070001017887
業者の住所 : 群馬県渋川市中郷4 4 2 番地
- 2 指名停止の期間 : 令和5年11月16日～令和5年12月15日 (1か月間)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該事業者は、令和4年11月15日、同社加工場において、無資格の従業員がフォークリフトを運転して木材の積荷の荷下ろしを行った際、積荷が落下し、労働者が積荷の下敷きになり死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により前橋簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)